

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和6年6月1日より
(個室)

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	第1段階	589	22	6	13	22	652	320	300	1,272	38,160
	第2段階							420	390	1,462	43,860
	第3段階①							820	650	2,122	63,660
	第3段階②							820	1,360	2,832	84,960
	第4段階							1,171	1,660	3,483	104,490
要介護2	第1段階	659	22	6	13	22	722	320	300	1,342	40,260
	第2段階							420	390	1,532	45,960
	第3段階①							820	650	2,192	65,760
	第3段階②							820	1,360	2,902	87,060
	第4段階							1,171	1,660	3,553	106,590
要介護3	第1段階	732	22	6	13	22	795	320	300	1,415	42,450
	第2段階							420	390	1,605	48,150
	第3段階①							820	650	2,265	67,950
	第3段階②							820	1,360	2,975	89,250
	第4段階							1,171	1,660	3,626	108,780
要介護4	第1段階	802	22	6	13	22	865	320	300	1,485	44,550
	第2段階							420	390	1,675	50,250
	第3段階①							820	650	2,335	70,050
	第3段階②							820	1,360	3,045	91,350
	第4段階							1,171	1,660	3,696	110,880
要介護5	第1段階	871	22	6	13	22	934	320	300	1,554	46,620
	第2段階							420	390	1,744	52,320
	第3段階①							820	650	2,404	72,120
	第3段階②							820	1,360	3,114	93,420
	第4段階							1,171	1,660	3,765	112,950

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員等処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、14.0%が加算されます。

要介護5の場合：934単位×30日(利用日数)×14.0%=3,923円/月(単数は四捨五入)

◎療養食加算・・・療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。

◎栄養ケア・マネジメントの実施

◎安全対策体制加算・・・入所初日に限り20単位が加算されます。

◎看取り介護加算 (I)・・・死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。

死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。

死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。

死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和6年6月1日より

(個室) 第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算(I)イ	看護体制加算(II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	589	22	6	13	22	652	1,171	1,660	3,483	104,490
	2割負担	1,178	44	12	26	44	1,304	1,171	1,660	4,135	124,050
	3割負担	1,767	66	18	39	66	1,956	1,171	1,660	4,787	143,610
要介護2	1割負担	659	22	6	13	22	722	1,171	1,660	3,553	106,590
	2割負担	1,318	44	12	26	44	1,444	1,171	1,660	4,275	128,250
	3割負担	1,977	66	18	39	66	2,166	1,171	1,660	4,997	149,910
要介護3	1割負担	732	22	6	13	22	795	1,171	1,660	3,626	108,780
	2割負担	1,464	44	12	26	44	1,590	1,171	1,660	4,421	132,630
	3割負担	2,196	66	18	39	66	2,385	1,171	1,660	5,216	156,480
要介護4	1割負担	802	22	6	13	22	865	1,171	1,660	3,696	110,880
	2割負担	1,604	44	12	26	44	1,730	1,171	1,660	4,561	136,830
	3割負担	2,406	66	18	39	66	2,595	1,171	1,660	5,426	162,780
要介護5	1割負担	871	22	6	13	22	934	1,171	1,660	3,765	112,950
	2割負担	1,742	44	12	26	44	1,868	1,171	1,660	4,699	140,970
	3割負担	2,613	66	18	39	66	2,802	1,171	1,660	5,633	168,990

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員等処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、14.0%が加算されます。
要介護5の場合：934単位×30日(利用日数)×14.0%=3,923円/月(単数は四捨五入)
- ◎療養食加算・・・療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
- ◎栄養ケア・マネジメントの実施
- ◎安全対策体制加算・・・入所初日に限り20単位が加算されます。
- ◎看取り介護加算 (I)・・・死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。
死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。
死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方